

議案第67号

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のとおり制定する。

平成19年6月11日提出

川崎市長 阿部 孝 夫

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第1条 川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成16年川崎市条例第57号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「第9条第1項」を「第19条第1項」に改める。

(川崎市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 川崎市職員の育児休業等に関する条例（平成4年川崎市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第6条の2、第7条並びに第9条第1項」を「第7条、第8条並びに第19条第1項」に改める。

第6条を次のように改める。

第6条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合におけるその者の号給については、他の職員との均衡上必要と認められる範囲内において、必要な

調整を行うことができる。

第8条中「第9条第1項」を「第19条第1項」に改める。

(川崎市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 川崎市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和32年川崎市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第44号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条の規定による改正後の川崎市職員の育児休業等に関する条例第6条の規定は、育児休業をした職員がこの条例の施行の日以後に職務に復帰した場合における給与の調整について適用し、育児休業をした職員が同日前に職務に復帰した場合における給与の調整については、なお従前の例による。

参考資料

制 定 要 旨

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、関係条例の整備を行うため、この条例を制定するものである。